

分権会議「意見」と経済財政諮問会議「基本方針2003」との対比表

	分権会議「意見」	諮問会議「基本方針2003」
5	Ⅲ. 三位一体の改革	6. 「国と地方」の改革
10	1. 基本的考え方	——「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。
15	(1) 改革の目標	【改革のポイント】
20	国・地方を通じた危機的な財政状況を克服し、今後少子高齢化が一層進展する時代にわが国の活力を回復し維持していくためには、「官から民へ」、「国から地方へ」との考えの下、地方分権を推進することにより、これまでの中央集権的なシステムを転換し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる分権型システムの構築を目指すことが必要である。この基本的認識の下で、当会議は、事務・事業の在り方を見直し、その成果を踏まえて税財源配分の在り方について審議を行ってきた。	「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。
25	当会議としては、三位一体の改革により、地方の歳出、歳入両面での国による関与を縮減し、住民が行政サービスの受益と負担の関係を選択することが可能となるような地方財政制度の構築を実現すべきであると考えている。	これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。
30	このためには、事務・事業の在り方を見直しによる国と地方の役割分担の適正化に応じた税財源配分の在り方と、国の財源保障の在り方とともに見直すことにより、地方公共団体における受益と負担の関係の明確化を目指すとともに、地方歳出と地方税収の乖離をできる限り縮小することが必要である。同時に、国と地方公共団体それぞれの財政責任を明確にすることにより、国・地方双方の財政の持続可能性を高めるべきである。	同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。
35	(2) 改革の基本的方向	(1) 三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」
40	第一に、地方公共団体の自立性を向上する改革とすべきである。自主・自立の地域社会を目指すためには、地方分権改革の推進により、国の関与を廃止・縮減し、地方公共団体が自立的に財政運営を行い、受益と負担の関係の明確化を通じた効率化を実現できる地方財政システムへの転換を図るべきである。	① 地方の一般財源の割合の引上げ 地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引き上げる。 なお、その際、国・地方の財政事情を踏まえるとともに、歳出の徹底した縮減・合理化に努める。
45	第二に、国及び地方公共団体の財政の持続可能性が向上する改革とすべきである。わが国の財政の危機的状況は、一段と深刻の度を深めており、国・地方のスリム化が求められる。また、今後のわが国の経済社会を展望すれば、国も地方も従来の発想を転換し、その行財政システムを持続可能なものへと改革すべきである。	② 地方税の充実、交付税への依存の引下げ 税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。 また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方団体や住民の自立意識の更なる向上を目指していく。
50	第三に、地方公共団体間の格差へ配慮した改革とすべきである。わが国の地方公共団体間の財政力には大きな格差がある。市町村合併への取り組みなどにより、地方公共団体の行財政基盤が拡充されその格差が縮小することが期待されるが、それでもなお残る財政力の弱い地方公共団体には適切な配慮をすることが必要である。	③ 効率的で小さな政府の実現 「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、「三位一体の改革」により、真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。 地方財政においては、現在、約17兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。
55	(3) 改革の時間軸	
60	三位一体の改革は、戦後50年間維持されてきた地方財政制度を抜本的に見直すものであり、その完結には長期間を要する改革である。したがって、現状において国の法令による義務付けや国庫補助負担金による関与など種々の制約があっても、改革の目標・方向は明確に打ち出すとともに、その実施に当たっては均衡を失することなく段階的に行うことが重要である。	

<p>75 本来、地方財政制度の改革は、将来の地方行政体制を前提として検討すべきものである。現在、全国的に市町村合併に向けた真剣な取り組みが行われているが、その帰趨はまだ明確ではなく、また基礎的自治体の在り方、都道府県制の在り方については見直しに向けた検討の途上にある。三位一体の改革は、このような行政体制の見直しの動きを視野に入れて、それと整合的な改革となるよう努めるべきである。</p>	
<p>80 2. 三位一体の改革の具体的内容</p> <p>(1) 国庫補助負担金</p> <p>85 ①基本的考え方 国庫補助負担金の改革は、国の関与を廃止・縮減し、地方公共団体の裁量を拡大するとともに、国と地方を通じたスリム化を実現する観点から行うものである。</p> <p>90 ②国庫補助負担金の廃止・縮減 当会議は、「事務・事業の在り方に関する意見」で提言した135項目の具体的措置について各省庁の取組状況のフォローアップを行うとともに、地方分権改革の推進の観点から特に重点的に推進すべき事項として、義務教育費国庫負担制度、市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減など11項目をリストアップし、本年5月7日に内閣総理大臣に報告した。</p> <p>95 当会議としては、この重点事項について、今後、経済財政諮問会議を始めとする政府部内において、内閣総理大臣主導の下、各大臣が責任を持って検討し、その早期実現に向けた一層の取り組みを期待する。また、重点事項に関連する国庫補助負担金については、「事務・事業の在り方に関する意見」に沿って、中長期的には廃止・縮減等が行われていくことが望ましいと考えている。</p> <p>100 さらに、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化、同化・定着・定型化した事務や人件費に係る補助金の一般財源化等その性質に応じた整理合理化など、従来行われてきた国庫補助負担金の整理合理化のための努力や、毎年の予算編成過程等を通じて行われてきた国庫補助負担金の整理合理化のための努力は、引き続き重要であり、当会議としては、政府における今後の積極的な取り組みを強く期待したい。</p> <p>105 こうした政府部内における検討の中で、基本方針2002に示されたように「改革と展望」の期間中に数兆円の削減が実現することを強く期待するものである。</p> <p>115 これらの取り組みにより、廃止される国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方公共団体が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方に税源移譲することが必要である。</p> <p>120</p> <p>③国庫補助負担金の交付金化・統合補助金化 残存する国庫補助負担金については、国の関与を縮小し地方の裁量を拡大する観点から、その交付金化、統合補助金化を推進すべきである。</p> <p>125 また、統合補助金については、「事務・事業の在り方に関する意見」を踏まえ、その運用の改善に努めるべきである。</p> <p>130 ④社会保障関係の国庫補助負担金の抑制 地方公共団体向けの国庫補助負担金の一般会計ベースで約6割を占める社会保障関係費は、少子高齢化の進展等により近年増加の一途をたどっている。現在検討が行われている社会保障制度の改革を進めることにより、社会保障関係の国と地方の公的負担の増加の抑制を図ることが必要である。</p> <p>135</p>	<p>(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程</p> <p>①国庫補助負担金の改革 地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。</p> <p>このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行い、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。</p>
<p>140 (2) 地方交付税 ①基本的考え方 地方交付税の改革については、基本方針2002に示されているように、9割以上の地方公共団体が交付団体となっている現状を大胆に是正するため、財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していくとともに、地方公共団体間の財</p>	<p>②地方交付税の改革 地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。</p>